

27 建企 第 425 号
平成 27 年 11 月 11 日

(一社) 長崎県建設業協会	会長	}	様
(一社) 長崎県中小建設業協会	会長		
(一社) 長崎県造園建設業協会	会長		
(一社) 長崎県ほ装協会	会長		
(一社) 長崎県工務店連合会	会長		
(一社) 長崎県管工事業協会	会長		
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会	会長		
(一社) 長崎県空調衛生設備業協会	会長		
(一社) 長崎県建造解体工業会	会長理事		
(一社) 長崎県のり面協会	会長		
長崎県電機工事業工業組合	理事長		

建設企画課長
(公印省略)

工事費内訳書の提出にかかる文書注意の状況と 留意事項について（お知らせ）

競争入札に付する建設工事については、「工事費内訳書取扱要領の一部改正について（平成 27 年 3 月 2 日 26 建企第 556 号）の施行に伴い入札書の提出時に工事費内訳書の提出が平成 27 年 4 月 1 日から義務付けとなりました。

同取扱要領の施行にあたり、内訳書に不備があっても平成 28 年 3 月 31 日までは、一部を除き当該入札参加者を無効（未提出・白紙・別工事の内訳書を除く）とせず、各発注機関から注意喚起の文書通知をおこなっているところです。

つきましては、4 月から 9 月末までの文書注意の状況等と平成 28 年度の本格運用に向けた留意事項についてお知らせしますので、適正な作成と提出について貴下会員の皆様に対してご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当該お知らせについては、県のホームページに掲載することとしていますので併せてお知らせします。

1. 文書注意事例の状況

○概要

- ・4月から9月までの上半期の競争入札の執行件数 1,076 件において、文書注意通知件数 72 件、注意項目は 110 項目となっています。
- ・文書注意の主な項目としては、工事費内訳書の表紙がないため、提出者や発注件名の特定ができないとみなされるもののほか、発注機関、発注工事件名、提出者の代表者名の記載漏れや記載誤りなどの案件が多くを占めていました。
- ・内訳書と入札金額が異なる場合としては、消費税相当額を合算した金額の記載によるものや、内訳書の検算の結果、積算は適切であるにもかかわらず、明らかに内訳書の工事価格と入札金額が一致せず、整合性が認められないものがありました。
- ・「値引き」の記載に該当する事例はありませんでしたが、「一般管理費」の項目に単価を記載したうえで、数量 1 としているが、金額欄が単価以下の金額で計上され、マイナス計上の疑義となったものがありました。
- ・その他の項目として、単価と数量の項目がないもの、単価がほとんどの項目で空欄となっているもの、入札金額と内訳書の金額は一致しているが、内訳書の積算の検算結果と異なるもの、工事費内訳書の表紙のみの提出となっているもの、営繕工事関係で細目にかかる内訳書の記載がないものなどがありました。

2. 本格運用に向けた留意事項

- ・上半期における文書注意の対象事例のなかには、発注機関の代表者名の記載漏れ、発注案件名の記載誤りなど、軽微な事例が多数見受けられました。
- ・工事費内訳書の提出に関しては、前記 1 の文書注意事例の状況を踏まえて、貴団体の会員の皆様（入札参加者）に、以下のとおりご周知いただきますようお願いいたします。

①提出にあたっての様式は任意としていますが、「発注機関名」「発注工事件名」、「提出者名（商号や屋号、所在地等）」の項目の記載については、提出を求めている工事内訳書と入札書の関連を確認

する基本的な項目であることから、「工事費内訳書の提出にかかる資料」に掲載している工事費内訳書の「表紙」を参考に記載すること。(内訳書の余白等に記載されている場合で案件が特定可能であれば可)

②内訳書と入札金額の相違に関しては、内訳書において積算された「工事価格」に該当する金額が「入札書の金額」と同額となっていない場合は無効となること。

③工事費内訳書の数量、単位等の記載と積算を適正かつ正確におこない、入札金額と工事価格の整合性が認められることを十分確認のうえ、提出すること。

④工事費内訳書を作成するにあたっては、設計図書等の配布と併せて配布している「工事費内訳書の提出にかかる資料(※1)」を必ず一読のうえ作成するようご注意ください。

(※1 平成 27 年 5 月 1 日以降に入札公告及び入札執行通知する建設工事から配布しています。)

工事費内訳書取扱要領に基づく審査にかかる文書注意項目件数調べ（経過措置対象） H27.9.30 現在

項目	入札件数 4月～9月	文書注意	(A)記載すべき事項が欠けている場合	(B)記載すべき事項に誤り・記載漏れがある場合						(C) その他	合計
発注機関名	一般競争 指名競争	通知 業者数	① 入札公告（共通事項を含む。）又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合	②発注者名 関連・誤り・記載漏れ	③発注案件 名関連・誤り・記載漏れ	④提出業者 名関連・誤り・記載漏れ	⑤内訳書の 工事価格と 入札金額が 異なる場合	⑥「値引き」という 項目及びマイ ナス計上に 関連	⑦ 数量総括表 では数量が 1式表示とな っていないもの を1式表示で記 載している箇 所があった場合	⑧その他	
長崎振興局	117	8		6	1			1		1	9
長崎港湾漁港事務所	35	2		2						1	3
県央振興局	121	16	4	5	1	3	8	1	3	4	29
島原振興局	77	3	1	1	1	2			1	1	7
県北振興局 (田平・大瀬戸含む)	307	15	6	5	4	4	1		2	3	25
五島振興局	87	6	1	3	2	2			2	2	12
上五島支所	45	0									0
杵岐振興局	48	7		1	1	1	1		1	4	9
対馬振興局	120	8		3	1	1				3	8
建築課	36	6		2	1		1			3	7
住宅課	11	1								1	1
その他 (教育庁・警察本部等)	72										0
合計	1076	72	12	28	12	13	11	2	9	23	110

※1件の文書注意に複数の注意項目があるため、文書注意の件数とは合致しない

工事費内訳書取扱要領に基づく確認審査の文書注意の状況 平成27年9月30日現在（HP掲載）※配布資料

項目	不備とされる場合	件数	主な事例
(A) 記載すべき事項が 欠けている場合	① 入札公告（共通事項を含む。）又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合	12	発注者名、発注案件名、提出業者名の記載がない 等 (内訳書の提出者と入札者との同一性を確認する基本的な項目の欠落)
(B) 記載すべき事項に 誤りがある場合	② 発注者名に誤りがある場合	28	・内訳書の表紙に発注者名の記載漏れや記載誤り ・知事名とすべきを局長名と記載 ・旧局長名を記載 等
	③ 発注案件名に誤りがある場合	12	・件名の一部記載漏れや誤り、または不要な字句の記載 等
	④ 提出業者名に誤りがある場合	13	・提出業者名が入札参加者ではなく、代表者が同じグループ会社名となっている ・提出業者名の記載もれ 等
	⑤ 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	11	・入札金額と内訳書の積算による工事価格は一致しているが、内訳書表紙に表書きされている工事価格が異なる。 ・入札金額と内訳書の工事価格が明らかに異なる。 等
	⑥ 「値引き」という項目及びマイナス計上の項目がある場合	2	・「値引き」の記載をしたものに該当するものなかったが、記載されている一般管理費の「単価」と「金額」を比較すると、マイナス計上の疑義がある記載があった 等
	⑦ 数量総括表では数量が1式表示となっていないものを1式表示で記載している箇所があった場合	9	・数量記載を「1式」で記載 等 〇〇m3⇒1式 交通誘導員〇〇人⇒1式 スクラップ〇〇kg⇒ 1式
(C) その他	⑧ その他	23	・工種と金額表示のみ記載であり1式表示と変わらない ・提出された様式に数量と単価の項目がない ・入札金額と内訳書に記載されている工事価格とは一致しているが、内訳書の検算の結果、違算があり入札金額の整合性に疑義がある。 ・営繕工事において細目別の内訳書の未提出 ・単価がほとんどの項目において空欄となっている。 等
計		110	